

○福島県都市公園条例施行規則

昭和五十四年三月三十一日

福島県規則第二十九号

福島県都市公園条例施行規則をここに公布する。

福島県都市公園条例施行規則

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書)

第一条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）の次の表の上欄に掲げる規定による申請は、同表の当該中欄に掲げる申請書により行うものとし、当該申請書の様式は、同表の当該下欄に定めるところによる。

法第五条第一項	公園施設設置許可申請書	第一号様式
	公園施設管理許可申請書	第二号様式
	公園施設設置（管理）変更許可申請書	第三号様式
法第六条第二項	公園占用許可申請書	第四号様式
法第六条第三項	公園占用変更許可申請書	第五号様式

(平一七規則四一・一部改正)

(行為の許可の申請書等)

第二条 福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号。以下「条例」という。）の次の表の上欄に掲げる規定による申請は、同表の当該中欄に掲げる申請書により行うものとし、当該申請書の様式は、同表の当該下欄に定めるところによる。

条例第二条第二項	公園内行為許可申請書	第六号様式
条例第二条第三項	公園内行為変更許可申請書	第七号様式

2 条例第二条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 物品を販売する場合 販売品目、販売価格及び販売時間
- 二 物品を頒布する場合 頒布品目及び頒布時間
- 三 募金をする場合 募金に従事する人員及び募金時間
- 四 業として写真を撮影する場合 撮影時間、料金及び撮影機の台数
- 五 業として映画の撮影を行う場合 撮影時間、撮影のための人員並びに撮影のために使用する物品又は機械の名称及び数並びに現場責任者の住所及び氏名

- 六 興行を行う場合 興行時間、開催回数、収容予定人員、料金並びに興行のために使用する物品又は機械の名称及び数並びに現場責任者の住所及び氏名
- 七 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合 料金又は会費、参集予定人員並びに競技会等のために使用する物品又は機械の名称及び数並びに現場責任者の住所及び氏名
- 八 会津レクリエーション公園の多目的スポーツイベント広場又はいわき公園の多目的広場の全部又は一部を独占して使用する場合 使用時間、参集予定人員並びに現場責任者の住所及び氏名
- 九 東ヶ丘公園の管理棟内会議室及び作業室の全部又は一部を独占して使用する場合 使用時間、参集予定人員、冷暖房の使用の有無並びに現場責任者の住所及び氏名
- 十 花火、キャンプファイヤーその他火気を使用する場合 火気を使用する時間並びに現場責任者の住所及び氏名
- 十一 あづま総合運動公園の県営あづま球場、県営あづま総合体育館及び県営あづま陸上競技場の内部に広告物を表示する場合 表示しようとする広告物の種類、内容、寸法、表示面積、個数並びに表示及び現状回復の方法並びに当該広告物の表示に係る責任者の住所、氏名及び連絡先
- 十二 あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場に設置している大型映像装置により広告を行う場合 行おうとする広告の内容並びに当該広告に係る責任者の住所、氏名及び連絡先

(平一九規則一六・平二一規則一六・平二五規則七三・令元規則三〇・一部改正)

(有料公園施設等の使用申請)

第二条の二 条例第五条の二第一項の許可を受けようとする者は、指定管理者(条例第四条の二に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が定める日までに有料公園施設等使用許可申請書(第七号様式の二)を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第五条の二第一項の許可を受けようとする者が個人使用に係る許可を受けようとする者であるときは、使用しようとする日までに、口頭により申請することができる。

(昭五七規則二九・追加、昭五八規則三一・平二規則三五・平七規則四九・平一二規則五七・平一七規則九五・平一八規則一六・一部改正)

(許可証の交付)

第三条 次の表の上欄の規定による許可をした場合には、同表の当該中欄に掲げる許可証を

交付するものとし、当該許可証の様式は、同表の当該下欄に定めるところによる。

法第五条第一項	公園施設設置（管理）許可証	第八号様式
法第五条第一項	公園施設設置（管理）変更許可証	第九号様式
法第六条第一項	公園占用許可証	第十号様式
法第六条第三項	公園占用変更許可証	第十一号様式
条例第二条第一項又は第三項	公園内行為（変更）許可証	第十二号様式
条例第五条の二第一項（前条第二項の口頭による申請の許可を除く。）	有料公園施設等使用許可証	第十二号様式の二

（昭五七規則二九・昭五八規則三一・平二規則三五・平七規則四九・平一二規則五七・平一七規則四一・平一七規則九五・一部改正）

（届出書の様式）

第四条 条例の次の表の上欄に掲げる規定による届出は、同表の当該中欄に掲げる届出書により行うものとし、当該届出書の様式は、同表の当該下欄に定めるところによる。

条例第十四条第一号、第三号、第四号、第五号及び第七号に掲げる行為	工事完了届	第十三号様式
条例第十四条第二号に掲げる行為	公園施設設置（管理）廃止届	第十四号様式
	公園占用廃止届	第十五号様式
条例第十四条第六号に掲げる行為	土地（物件）権利変更届	第十六号様式

（平一七規則四一・一部改正）

（許可の更新）

第五条 法第五条第一項又は法第六条第一項の規定により許可を受けた者が、許可期間満了後も引き続き公園施設を設置し、若しくは管理し、又は都市公園を占用しようとするときは、許可期間満了の日前三十日までに当該許可に係る申請書を提出して、その許可を受けなければならない。

(平一七規則四一・一部改正)

(有料公園施設の供用日)

第六条 有料公園施設の供用日は、一月四日から十二月二十八日までの日で、火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その直後の休日でない日）以外の日とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、有料公園施設の全部又は一部について、前項に規定する供用日を変更することができる。

(昭五七規則二九・追加、平五規則一七・平一七規則九五（平一八規則一六）・一部改正)

(有料公園施設の供用時間)

第七条 有料公園施設の供用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、県営あづま球場、県営あづま総合体育館及び県営あづま陸上競技場（主陸上競技場を除く。）については、午前九時から午後九時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前項に規定する供用時間を変更することができる。

(昭六三規則六・全改、平五規則一七・平六規則三二・平一七規則九五・一部改正)

(規則で定める額)

第七条の二 条例別表第二の六のアの(1)の(二)の表備考の規則で定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例別表第二の六のアの(2)の(一)の表備考2及び3並びに条例別表第二の六のアの(2)の(二)の表備考の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

3 条例別表第二の六のアの(2)の(二)の表の上欄に掲げる附属施設等の別ごとに同表の中欄に掲げる規則で定める使用単位及び同表の下欄に掲げる規則で定める額は、別表第三のとおりとする。

4 条例別表第二の六のアの(3)の(二)の表その他の備品の項の規則で定める使用単位及び規則で定める額は、別表第四のとおりとする。

5 条例別表第二の六のアの(3)の(二)の表備考の規則で定める額は、別表第五のとおりとする。

6 条例別表第二の六のウの(1)の表備考の規則で定める額は、別表第六のとおりとする。

(平五規則一七・追加、平六規則三二・平一二規則五七・平一七規則四一・平一七規則九五・平一九規則一六・平二二規則一九・平二二規則三〇・令七規則四五・一

部改正)

(福島県復興祈念公園の附属施設等)

第七条の三 条例別表第二の六のウの(2)の表備考の規則で定める車は、道路交通法（昭和三十三年法律第五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車（同号ロに該当するものに限る。）又は同項第十一号の三に規定する移動用小型車をいう。

(令七規則四五・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の場所)

第七条の四 条例第十三条の二第二項の規則で定める場所は、保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）が設置されていた都市公園の区域を所管する福島県建設事務所又は福島県福島空港事務所とする。

(平一七規則四一・追加、令七規則四五・旧第七条の三繰下)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第七条の五 条例第十三条の二第四項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約によることができる。

2 前項に規定するもののほか、保管した工作物等の売却の手続については、福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の例による。

(平一七規則四一・追加、令七規則四五・旧第七条の四繰下・一部改正)

(工作物等の返還に係る受領書の様式)

第七条の六 条例第十三条の二第五項の規則で定める様式は、第十七号様式とする。

(平一七規則四一・追加、令七規則四五・旧第七条の五繰下)

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

別表第一（第七条の二関係）

(平二二規則三〇・追加、平三一規則二三・一部改正)

冷暖房料

附属施設	加算額
会議室	二六〇円
審判員休憩室	一五〇円
選手シャワー室	七〇円

別表第二（第七条の二関係）

（平五規則一七・追加、平九規則二六・平一二規則五七・平一七規則九五・平二二規則一九・一部改正、平二二規則三〇・旧別表第一繰下、平二五規則七三・平三一規則二三・一部改正）

電気等消費料及び冷暖房料

区分		使用単位	加算額
メインアリーナ	電気等消費料	一時間	三、三〇〇円
	冷暖房料	一時間	一二、六三〇円
サブアリーナ	電気等消費料	一時間	六六〇円
	冷暖房料	一時間	二、五三〇円
体育室	冷暖房料	一時間	五五〇円
研修室	冷暖房料	一時間	七七〇円
会議室	冷暖房料	一時間	三三〇円
和室研修室	冷暖房料	一時間	一六〇円
控室	冷暖房料	一時間	一一〇円
放送室	冷暖房料	一時間	一一〇円

備考 使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて計算する（以下同じ。）。

別表第三（第七条の二関係）

（平五規則一七・追加、平六規則三二・平九規則二六・平一二規則五七・平一七規則九五・平二二規則一九・一部改正、平二二規則三〇・旧別表第二繰下、平二五規則七三・平三一規則二三・一部改正）

一 舞台設備、音響設備その他の附属設備（放送室を含む。）の使用に係る額

附属設備	使用単位	金額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
メインアリーナの舞台設備	一式一時間	九三〇円	一、八七〇円
メインアリーナの舞台照明設備	一式一時間	七七〇円	一、五四〇円

メインアリーナの音響設備（放送室を含む。）	一式一時間	六〇〇円	一、二一〇円
メインアリーナの放送設備（放送室を含む。）	一式一時間	三八〇円	七七〇円
メインアリーナの舞台照明電気供給設備	一式一時間	一、七六〇円	
サブアリーナの放送設備	一式一時間	一六〇円	三三〇円
体育室の音響設備	一式一時間	五〇円	
研修室の映写設備	一式一時間	四四〇円	
電気供給設備（持込機器に限る。）	一KWにつき	三三〇円	

二 各種運動用具の使用に係る額

運動用具	使用単位	金額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
バスケットボール用具(メインアリーナ用)	一式一時間	一六〇円	三三〇円
バスケットボール用具(サブアリーナ用)	一式一時間	一一〇円	二二〇円
バレーボール用具	一式一時間	五〇円	一一〇円
バレーボール用コート（一面）	一式一時間	三三〇円	六六〇円
テニス用具	一式一時間	五〇円	一一〇円
テニス用コート（一面）	一式一時間	二二〇円	四四〇円
バトミントン用具	一式一時間	五〇円	一一〇円
バトミントン用コート（一面）	一式一時間	一一〇円	二二〇円
卓球用具	一式一時間	五〇円	一一〇円
卓球用フェンス（一面）	一式一時間	五〇円	一一〇円
ハンドボール用具	一式一時間	五〇円	一一〇円
ゲートボール用コート（一面）	一式一時間	一一〇円	二二〇円

ソフトバレー用具		一式一時間	五〇円	一一〇円
体操競技用具	ゆか	一式一時間	一六〇円	三三〇円
	平行棒	一式一時間	一一〇円	二二〇円
	平均台	一式一時間	一一〇円	二二〇円
	段違い平行棒	一式一時間	一一〇円	二二〇円
	その他の種目	一式一時間	五〇円	一一〇円
体操用ピット		一式一時間	一六〇円	三三〇円
トランポリン用具		一式一時間	五〇円	一一〇円
レスリング用具		一式一時間	二二〇円	四四〇円
ボクシング用具		一式一時間	二二〇円	四四〇円
新体操用具		一式一時間	二二〇円	四四〇円
電光得点表示装置（一面）		一式一時間	二二〇円	四四〇円
電光得点表示板（一面）		一式一時間	五〇円	一一〇円

三 その他の備品の使用に係る額

備品	使用単位	金額
フロアシート	一本一日	一一〇円
折り畳みいす	一脚一日	一〇円
折り畳みテーブル	一台一日	一〇円

別表第四（第七条の二関係）

（平六規則三二・追加、平一七規則九五・一部改正、平二二規則三〇・旧別表第三
繰下、平三一規則二三・一部改正）

その他の備品の使用に係る額

備品	使用単位	金額
折り畳みいす	一脚一日	一〇円
折り畳みテーブル	一台一日	一〇円
テント	一張り一日	一一〇円

別表第五（第七条の二関係）

（平六規則三二・追加、平九規則二六・平一七規則九五・一部改正、平二二規則三
〇・旧別表第四繰下、平二五規則七三・平三一規則二三・一部改正）

冷暖房料

附属施設	加算額
休憩室	一六〇円
会議室1及び会議室2	二二〇円
会議室3	一六〇円
印刷室	二二〇円
放送指令室	三八〇円
コンピューター室	一六〇円
写真判定室	五〇円

別表第六（第七条の二関係）

（令七規則四五・追加）

冷暖房料

区分		使用単位	加算額
会議室	大会議室	一時間	三〇〇円
	小会議室	一時間	二〇〇円

第1号様式(第1条関係)

公園施設設置許可申請書				年	月	日
福島県	事務所長	住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び所在地 並びに代表者の氏名) 電話番号				
都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設の設置の許可を受けたいので申請します。						
記						
都 市 公 園 名						
設 置 の 目 的						
設置する公園施設の 種類						
設 置 の 期 間	年	月	日から	間		
設置の場所及び面積						
公園施設の構造						
公園施設の管理の方法						
工事の実施方法 (直営又は請負施行 の別)						
工事の着手及び完了 の時期	年	月	日着手			
	年	月	日完了			
都市公園の復旧方法						
備 考						

注意 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 設計書、仕様書及び図面
- 2 事業計画書

第2号様式(第1条関係)

公園施設管理許可申請書	
福島県	事務所長
年 月 日	
住所 氏 名 〔法人にあつては、その名称及び所在地〕 並びに代表者の氏名 電話番号	
都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設の管理の許可を受けたいので申請します。	
記	
都 市 公 園 名	
管 理 の 目 的	
管 理 の 場 所	
管理する公園施設の 種類	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
管 理 の 方 法	
備 考	

注意 事業計画書を添付すること。

第3号様式(第1条関係)

公園施設設置管理 変更許可申請書	
福島県	事務所長
年 月 日	
住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び所在地) 並びに代表者の氏名 電話番号	
都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設設置管理の許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。	
記	
都 市 公 園 名	
公 園 施 設 の 種 類	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	
備 考	

注意 変更に係る次に掲げる書類を添付すること。

- 1 設計書、仕様書及び図面
- 2 事業計画書

第4号様式(第1条関係)

公 園 占 用 許 可 申 請 書			
福島県		事務所長	
		住 所 氏 名 〔法人にあつては、その名称及び所在地〕 並びに代表者の氏名 電話番号	
都市公園法第6条第1項の規定により、下記のとおり都市公園の占用の許可を受けたいので申請します。			
記			
都 市 公 園 名			
占 用 物 件 の 種 類			
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年 年	月 月	日から 日まで 間
占用の場所及び面積			
占用物件の管理の方法			
工事の実施方法 (直営又は請負施行の別)			
工事の着手及び完了の時期	年 年	月 月	日着手 日完了
占用物件等の構造			
都市公園の復旧方法			
備 考			

注意 設計書、仕様書及び図面を添付すること。

第5号様式(第1条関係)

公園 占 用 変 更 許 可 申 請 書	
福島県	事務所長
年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称及び所在地) 並びに代表者の氏名 電話番号	
都市公園法第6条第3項の規定により、下記のとおり占用許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。	
記	
都 市 公 園 名	
占 用 物 件 の 種 類	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	
備 考	

注意 変更に係る設計書、仕様書及び図面を添付すること。

第6号様式(第2条関係)

公 園 内 行 為 許 可 申 請 書 年 月 日 福島県 事務所長 住 所 氏 名 〔法人にあつては、その名称及び所在地〕 並びに代表者の氏名 電話番号 福島県都市公園条例第2条第1項の規定により、下記のとおり都市公園内における行為の許可を受けたいので申請します。 記					
都 市 公 園 名					
行 為 の 目 的					
行 為 の 期 間	<table border="1"> <tr> <td>年 月 日 時から</td> <td>間 (時間)</td> </tr> <tr> <td>年 月 日 時まで</td> <td>左記の時間内で 分間</td> </tr> </table>	年 月 日 時から	間 (時間)	年 月 日 時まで	左記の時間内で 分間
年 月 日 時から	間 (時間)				
年 月 日 時まで	左記の時間内で 分間				
行為を行う場所又は公園施設					
行 為 の 内 容					
福島県都市公園条例施行規則第2条第2項に定める事項					

注意

- あづま総合運動公園の県営あづま球場、県営あづま総合体育館及び県営あづま陸上競技場の内部に広告物を表示する場合にあつては、表示しようとする広告物の概要図及び表示位置図を添付すること。
- あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場に設置している大型映像装置により広告を行う場合にあつては、行おうとする広告の代表的な表示画像を添付すること。

第7号様式(第2条関係)

公園内行為変更許可申請書	
福島県	事務所長
	年 月 日
	住 所 氏 名 〔法人にあつては、その名称及び所在地〕 並びに代表者の氏名 電話番号
福島県都市公園条例第2条第3項の規定により、下記のとおり行為許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。	
記	
都 市 公 園 名	
行 為 の 内 容	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
既に受けた許可事項の概要	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
備 考	

第7号様式の2(第2条の2関係)

有 料 公 園 施 設 等 使 用 許 可 申 請 書			
福島県都市公園指定管理者		年 月 日	
		住 所 氏 名 (団 体 名) 〔法人にあつては、その名称及び所在地〕 並びに代表者の氏名 電話番号	
福島県都市公園条例第5条の2第1項の規定により、下記のとおり有料公園施設等の使用の許可を受けたいので申請します。			
記			
1	都市公園名		
2	使用施設		
3	使用目的		
4 使用期日及び使用者の区分			
使 用 期 日		使用者の区分	人 数
年 月 日 () 時 ～ 時 (時間)		一般・生徒等	
年 月 日 () 時 ～ 時 (時間)		一般・生徒等	
年 月 日 () 時 ～ 時 (時間)		一般・生徒等	
5	使用中の責任者の氏名	氏名 連絡先 電話	
6	許可番号及び年月日	第 号	年 月 日
7 使用する公園施設及び附属施設			
年 月 日 ()			
施 設 名	使 用 区 分	使 用 時 間	備 考

--	--	--	--

8 使用する附属設備

年 月 日()			
附属設備名	使用区分	使用時間	備考

9 使用する運動用具及びその他の備品

年 月 日()			
運動用具等	使用区分	使用時間	備考

10 使用する照明及び冷暖房等

年 月 日()			
施設名	使用区分	使用時間	備考

第8号様式(第3条関係)

公園施設設置管理許可証

福島県指令第 号	
住所 氏名	
年 月 日付けで申請のあつた公園施設の設置管理については、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定により、下記のとおり許可します。	
年 月 日	
福島県 事務所長 印	
記	
都 市 公 園 名	
公 園 施 設 の 種 類	
設 置 管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
使 用 料	円
許 可 の 条 件	

第9号様式(第3条関係)

公園施設設置管理
変更許可証

福島県指令第 号	
住所 氏名	
年 月 日付けで申請のあつた公園施設の設置管理の許可事項の変更については、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定により、下記のとおり許可します	
年 月 日	
福島県 事務所長 	
記	
都 市 公 園 名	
公 園 施 設 の 種 類	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	
使 用 料	円
許 可 の 条 件	

第10号様式(第3条関係)

公園 占 用 許 可 証

福島県指令 第 号	
住所 氏 名	
年 月 日付けで申請のあつた公園の占用の許可については、都市公園 法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定により、下記のとおり許可します。	
年 月 日	
福島県 事務所長 印	
記	
都 市 公 園 名	
占 用 物 件 の 種 類	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
使 用 料	円
許 可 の 条 件	

第11号様式(第3条関係)

公園占用変更許可証

福島県指令 第 号	
住所 氏名	
年 月 日付で申請のあった公園占用の許可事項の変更については、都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第3項の規定により、下記のとおり許可します。	
年 月 日	
福島県 事務所長 印	
記	
都 市 公 園 名	
占 用 物 件 の 種 類	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	
使 用 料	円
許 可 の 条 件	

第12号様式(第3条関係)

公園内行為(変更)許可証

福島県指令 第 号		住 所 氏 名	
年 月 日付けで申請のあつた都市公園内の行為(の許可事項の変更)については、福島県都市公園条例(昭和54年福島県条例第20号)第2条第1項第2条第3項の規定により、 下記のとおり許可します。 年 月 日			
		福島県	事務所長 印
記			
都 市 公 園 名			
行 為 の 種 類			
行 為 の 期 間	年 月 日 時から	間(時間)	
	年 月 日 時まで	左記の時間内で 分間	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号		
変 更 事 項			
使 用 料	円		
許 可 の 条 件			

注意

- 1 この許可証は、行為中常時携帯していること。
- 2 この許可証は、他人に貸したり、譲渡したりしないこと。

第12号様式の2(第3条関係)

有料公園施設等使用許可証			
住所			
氏名			
(団体名)			
年 月 日付けで申請のあつた有料公園施設等の使用については、福島県都市公園条例第5条の2第1項の規定により、下記のとおり許可します。			
年 月 日			
福島県都市公園指定管理者 印			
記			
1	都市公園名		
2	使用施設		
3	使用目的		
4	使用期日及び使用者の区分		
	使用期日	使用者の区分	人数
	年 月 日() 時 ~ 時(時間)	一般・生徒等	
	年 月 日() 時 ~ 時(時間)	一般・生徒等	
	年 月 日() 時 ~ 時(時間)	一般・生徒等	
5	使用料 円		
6	使用する公園施設及び附属施設		
	年 月 日()		
	施設名	使用区分	使用時間
			使用料
7	使用する附属設備		
	年 月 日()		
	附属設備名	使用区分	使用時間
			使用料

8 使用する運動用具及びその他の備品

年 月 日()			
運 動 用 具 等	使 用 区 分	使 用 時 間	使 用 料

9 使用する照明及び冷暖房等

年 月 日()			
施 設 名	使 用 区 分	使 用 時 間	使 用 料

注意

- 1 この許可証は、使用中常時携帯していること。
- 2 この許可証は、他人に貸したり、譲渡したりしないこと。

第13号様式(第4条関係)

工 事 完 了 届	
福島県	事務所長
住 所	
氏 名	
〔法人にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名〕	
電話番号	
福島県都市公園条例第14条第1号(第3号、第4号、第5号、第7号)の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。	
記	
都 市 公 園 名	
公園施設等の種類	
許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
工事着手及び完了年月日	年 月 日着手 年 月 日完了
備 考	

第14号様式(第4条関係)

公園施設設置廃止届	
福島県	事務所長
住所 氏名 〔法人にあつては、その名称及び所在地〕 並びに代表者の氏名 電話番号	
年 月 日	
福島県都市公園条例第14条第2号の規定により、次のとおり公園施設の設置管理を廃止したので届け出ます。	
記	
都 市 公 園 名	
設置を廃止する公園施設の種類	
許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
廃止の理由	
廃止の期日	年 月 日
既に受けた許可期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
公園の原状回復方法	
備 考	

第15号様式(第4条関係)

公 園 占 用 廃 止 届 年 月 日 福島県 事務所長 住 所 氏 名 〔 法人にあつては、その名称及び所在地 〕 〔 並びに代表者の氏名 〕 電話番号 福島県都市公園条例第14条第2号の規定により、次のとおり公園の占用を廃止したので届け出ます。 記	
都 市 公 園 名	
占用を廃止する物件の種類	
許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
廃 止 の 理 由	
廃 止 の 期 日	年 月 日
既に受けた許可期間	年 月 日から 間 年 月 日まで
公園の原状回復方法	
備 考	

第16号様式(第4条関係)

土地 物 件		権 利 変 更 届		年 月 日	
福島県		事務所長		住 所 氏 名 〔法人にあつては、その名称及び所在地〕 並びに代表者の氏名 電話番号	
福島県都市公園条例第14条第6号の規定により、次のとおり				土地 物件	の権利変更があ つたので届け出ます。
記					
所 在 地 及 び 面 積					
種 類 及 び 数 量					
所有権若しくは抵当 権の移転を受けた者 又は抵当権の設定を 受けた者の住所及び 氏名					
所有権又は抵当権の 移転年月日		年 月 日			
抵 当 権 設 定 年 月 日		年 月 日			
備 考					

注意 権利変更を証する書面を添付すること。

第17号様式(第7条の5関係)

受領書		年 月 日
福島県	事務所長	住所 氏名 〔法人にあつては、その名称及び所在地〕 並びに代表者の氏名 電話番号
次のとおり工作物等(売却代金)の返還を受けました。		
返還を受けた日時		年 月 日 時
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	名称又は種類	
	形 状	
	数 量	
返還を受けた金額		円

注意 氏名及び住所を証するに足る書類等を提示すること。

附 則（昭和五七年規則第二九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に福島県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（昭和五十七年福島県教育委員会規則第九号）による改正前の福島県体育施設条例施行規則（昭和四十九年福島県教育委員会規則第十五号）第五条第一項の規定により交付を受けている庭球場用の体育施設使用許可書は、改正後の福島県都市公園条例施行規則第三条の規定に基づく有料公園施設等使用許可証とみなす。

附 則（昭和五八年規則第三一号）

- 1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例施行規則第二条の二の規定により提出されている有料公園施設等使用許可申請書及び同規則第三条の規定により交付を受けている有料公園施設等使用許可証は、それぞれ改正後の福島県都市公園条例施行規則第二条の二の規定による有料公園施設等使用許可申請書及び同規則第三条の規定による有料公園施設等使用許可証とみなす。

附 則（昭和六三年規則第六号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第三五号）

- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているあづま総合運動公園に係る改正前の福島県都市公園条例施行規則の規定による申請書又は許可証で次の表に掲げるものは、改正後の福島県都市公園条例施行規則の規定による申請書又は許可証とみなす。

公園占用許可申請書
公園占用変更許可申請書
公園内行為許可申請書
公園内行為変更許可申請書
有料公園施設等使用許可申請書
公園占用許可証
公園占用変更許可証
公園内行為（変更）許可証
有料公園施設等使用許可証

附 則（平成三年規則第三七号）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成五年規則第一七号）

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の福島県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付された申請書又は許可証は、改正後の福島県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付された申請書又は許可証とみなす。

附 則（平成六年規則第三二号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第四九号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第二六号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第五七号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第四六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第六五号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第三八号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第四一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の福島県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付された申請書又は許可証は、改正後の福島県都市公園条例施行規則の相当規定に基づいて提出され、又は交付された申請書又は許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県都市公園条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年規則第九五号）

- 1 この規則中第一条の規定は平成十八年四月一日から、第二条の規定は福島県都市公園条

例の一部を改正する条例（平成十七年福島県条例第百三号）附則第一項ただし書に規定する第十七条の改正規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一八年四月一日）

- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の福島県都市公園条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第二条の二第一項の規定により提出されている有料公園施設等使用許可申請書は、第一条の規定による改正後の福島県都市公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の二第一項の規定により提出された有料公園施設等使用許可申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第三条の規定により交付されている有料公園施設等使用許可証は、改正後の規則第三条の規定により交付された有料公園施設等使用許可証とみなす。

附 則（平成一八年規則第一六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（平成十七年福島県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一九年規則第一六号）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項第八号の改正規定（「キャンプファイヤー」を「キャンプファイヤー」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の福島県都市公園条例施行規則第六号様式による公園内行為許可申請書又は同規則第十二号様式による公園内行為（変更）許可証は、改正後の福島県都市公園条例施行規則第六号様式による公園内行為許可申請書又は同規則第十二号様式による公園内行為（変更）許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県都市公園条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二一年規則第一六号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第三〇号）

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第七三号）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の福島県都市公園条例施行規則第六号様式による公園内行為許可申請書又は同規則第十二号様式による公園内行為（変更）許可証は、改正後の福島県都市公園条例施行規則第六号様式による公園内行為許可申請書又は同規則第十二号様式による公園内行為（変更）許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県都市公園条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三一年規則第二三号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第三〇号）

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二八号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和七年規則第四五号）

この規則は、福島県都市公園条例の一部を改正する条例（令和七年福島県条例第六十三号）の施行の日から施行する。

附 則（令和八年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第1条関係）

（平3規則37・平6規則32・平12規則57・平14規則65・平17規則41・令3規則28・
一部改正）

第2号様式（第1条関係）

（平3規則37・平6規則32・平12規則57・平14規則65・平17規則41・令3規則28・
一部改正）

第3号様式（第1条関係）

（平3規則37・平6規則32・平12規則57・平14規則65・平17規則41・令3規則28・
一部改正）

第4号様式（第1条関係）

（平2規則35・平3規則37・平6規則32・平7規則49・平14規則65・令3規則28・
一部改正）

第5号様式（第1条関係）

（平2規則35・平3規則37・平6規則32・平7規則49・平14規則65・令3規則28・
一部改正）

第6号様式（第2条関係）

（平2規則35・平3規則37・平6規則32・平7規則49・平12規則57・平14規則65・
平19規則16・平21規則16・平25規則73・一部改正）

第7号様式（第2条関係）

（平2規則35・平3規則37・平6規則32・平7規則49・平12規則57・平14規則65・
一部改正）

第7号様式の2（第2条の2関係）

（平5規則17・全改、平7規則49・平12規則57・平14規則65・平17規則95・一部
改正）

第8号様式（第3条関係）

（平6規則32・平12規則57・平14規則65・平17規則41・一部改正）

第9号様式（第3条関係）

（平6規則32・平12規則57・平14規則65・平17規則41・一部改正）

第10号様式（第3条関係）

（平2規則35・平6規則32・平7規則49・平14規則65・一部改正）

第11号様式（第3条関係）

(平 2 規則35・平 6 規則32・平 7 規則49・平14規則65・一部改正)

第12号様式 (第 3 条関係)

(平 2 規則35・平 6 規則32・平 7 規則49・平12規則57・平14規則65・平19規則16・
平25規則73・一部改正)

第12号様式の 2 (第 3 条関係)

(平 5 規則17・全改、平 7 規則49・平12規則57・平14規則65・平17規則95・一部
改正)

第13号様式 (第 4 条関係)

(平 3 規則37・平 6 規則32・平 7 規則49・平12規則57・平14規則65・平17規則41・
一部改正)

第14号様式 (第 4 条関係)

(平 3 規則37・平 6 規則32・平 7 規則49・平12規則57・平14規則65・一部改正)

第15号様式 (第 4 条関係)

(平 2 規則35・平 3 規則37・平 6 規則32・平 7 規則49・平12規則57・平14規則65・
一部改正)

第16号様式 (第 4 条関係)

(平 2 規則35・平 3 規則37・平 6 規則32・平 7 規則49・平12規則57・平14規則65・
平17規則41・一部改正)

第17号様式 (第 7 条の 5 関係)

(平17規則41・追加、令 8 規則 4 ・一部改正)